



Kumamoto City

News Release

令和5年（2023年）5月29日

公設公民館の講座体系見直しについて

令和2年度（2020年度）より見直しを行ってきた公設公民館の講座体系について、これまでの「自主講座」と「生涯学習サークル」を統一して、令和6年度（2024年度）から名称を「生涯学習自主講座」として運用を開始し、同時に開設基準を見直し、公設公民館の利用促進を図ります。

1 運用の開始

令和6年度（2024年度）から、新たな開設基準のもと「生涯学習自主講座」の運用を開始
※開設基準は別紙添付

2 見直しの概要

	自主講座 (令和5年度まで)	生涯学習自主講座 (令和6年度から)
講座開設に必要な定員	10人以上	地域性を考慮し、10人に満たなくても開設可能
講師年齢の上限	80歳まで	80歳を超えても延長可能
講座自治会の加入	必須	選択可能

3 見直しの効果

- ・少数の講座生しか集まらなかった場合でも、講座が開設できる。
- ・講師の年齢上限を緩和したことにより、講座の存続が図られる。
- ・講座自治会加入を選択制にし、未加入の講座も開設基準を満たした場合は、年間を通して部屋を確保し、新規講座開設の増加が図られる。

※各公民館の地域性を考慮し、それぞれの実情に合わせた対応を可能としたことにより、既存講座の存続と新規利用者のすそ野を広げることに寄与する。

【お問い合わせ先】

生涯学習課

電話：096-328-2736

課長：大石 雄一（おおいし ゆういち）

担当：松崎 智樹（まつざき ともし）

生涯学習自主講座開設基準（熊本市公民館共通）

※令和6年度開設申請から適用

	項 目	開 設 基 準
1	講座 内容	初心者向けの学習を基本とする。
2	運営	各講座運営は、講座生が自主的に行う。
3★	開設 期間	4月開講式から翌年の閉講式まで（1年間） 但し、開閉講式の実施については、開設申請者と公民館で協議のうえ、決定する。
4	月回数	同一講座の実施回数は、2回までとする。
5	時間	学習時間は、次の範囲内で2時間程度とする。 ① 午前9時から正午まで（3時間） ② 午後1時から午後5時まで（4時間） ③ 午後6時から午後10時まで（4時間）
6	受講料	有料（講師謝礼金＋使用料）÷受講生 ＋ 教材費等 但し、講師謝礼金は、主催講座の金額を基準とする。
7	自治会	講座の総合調整や活性化を図り、事業の推進に取り組むために自治会を設立することができる。 ① 自治会加入の講座は、各公民館の自治会会則に則り、自治会費を納入して、その講座生全員が会員となる。（10-③と関連） ② 自治会未加入の講座は、各講座で活動する。（10-④と関連）
8★	定員	① 開設申請者と講師と公民館で決定する。 ② 熊本市自治基本条例に定める市民で、10人以上とする。（部屋の定員を上限） 但し、原則10人以上の講座生の在籍が望ましいが、開設申請者と講師と公民館が協議して合意すればこの限りではない。
9	講師の 決定	① 人選については、講座で協議決定する。（必要があれば公民館は講師の紹介を行う。） ② 講師依頼については、公民館が行う。
10	会場 確保	① 講座を開設する場合は、11月までの各公民館の設定期日までに公民館へ申請する。 ② その後、重複した場合は、開設申請者による抽選を行い、1年間の部屋を確保する。 ③ 自治会加入の講座は、自治会活動の中で地域貢献を推進するため、1年間の部屋を確保する。 ④ 自治会未加入の講座は、協働事業や地域還元、奉仕活動、新規講座生受入等の条件を設け、1年間の部屋を確保する。（計画書及び実績報告が必要。） ⑤ 部屋毎の午前・午後・夜間における生涯学習自主講座による占有率は、60％までとする。
11	講座生 募集	① 公民館と連携して、開設申請者が受付をする。 ② 初めて受講される方を優先して受け付ける。 ③ 公民館は、会場提供・広報（市政だより、チラシ等）を支援する。
12★	講師 規約	① 同一公民館での講座は、2講座までとする。 ② 1人の講師が担当する公民館は、3公民館までとする。 ③ 講師の年齢上限は、80歳とする。 但し、開設申請者と講師と公民館の3者が了承すれば延長可能とする。

上記基準を原則とするが、★印の項目については、講座と公民館で協議のうえ、各館の地域性と独自性を鑑み、実情に合わせた対応を可能とする。